

昭和56年5月31日以前に  
建築された木造戸建て住宅が対象

地震が起きた時、  
あなたの家は大丈夫？

あなたの家が地震で倒壊しないか、耐震診断で確認してみませんか？

木造住宅の  
**耐震診断**を  
支援します。



昭和56年5月31日以前に  
建築された木造戸建て住宅が対象

地震が起きた時、  
あなたの家は大丈夫？

あなたの家が地震で倒壊しないか、耐震診断で確認してみませんか？

木造住宅の  
**耐震診断**を  
支援します。



昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅所有の関係者様

## あなたの家が地震で倒壊しないか、耐震診断をしてみませんか？

八戸市では、震災に強いまちづくりを推進するために、平成19年10月「八戸市木造住宅耐震診断支援事業」を創設しました。

この事業は、一定の条件を満たす木造住宅の所有者またはその親族が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する耐震診断員を派遣し耐震診断を行うことで、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的とした事業です。

## 阪神・淡路大震災で倒壊した多くが、昭和56年以前の基準で建てられた建物でした。

昭和56年5月31日以前の耐震基準は、震度6～7程度の地震が想定されていません。

大きな地震は、いつ起こっても不思議のない状況です。家が倒壊してしまうと、経済的なダメージや、落ち着くまでの不自由な暮らし、ということも考えられます。

大きな地震が来る前に、あなたの家の地震に対する強度を知り、被害を少なくするように備えておきましょう。



出展：  
(一財)消防防災  
科学センター  
「写真データベース」ほか

**診断費用** (住宅の延べ床面積200㎡以下の場合)

**自己負担額** ➡ **11,000円**

※残りの136,000円は、国、県、八戸市で負担します。

※延床面積が200㎡を超える住宅の場合は、50㎡毎に個人負担が増加となります。

**申込期間** 2023 **7.3(月)～9.29(金)**

**募集戸数** **8戸** (先着順)

お申込みは必要書類をご持参の上、市役所別館6階へお越しください。

### 耐震診断員派遣対象住宅

八戸市内に存在し、市税の滞納がない者が所有者等で、下記に掲げる要件のすべてに該当するもの。

- ◆昭和56年5月31日以前に建築され、昭和56年6月以降に増改築されていないもの。
- ◆一戸建ての専用住宅  
または併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る)で  
地上階数が2以下のもの。
- ◆在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- ◆原則として、延べ床面積が200㎡以下であること。  
(200㎡を超える場合は申請者負担の増額で対応)
- ◆過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。

### 必要書類(各1部)

- ①申込書(建築指導課で配布するほか、市ホームページからも入手いただけます。)
- ②案内図
- ③建築時期および延べ床面積が確認できるもの(確認済証、登記事項証明書等)
- ④外観写真2枚以上
- ⑤概略平面図(建築確認申請書があればその写し)
- ⑥市税に滞納がないことの証明書または添付書類省略に係る同意書
- ⑦所有者もしくは配偶者または所有者の二親等内の親族であることを確認できる書類  
(固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書、戸籍謄本等)

### 耐震診断の流れ

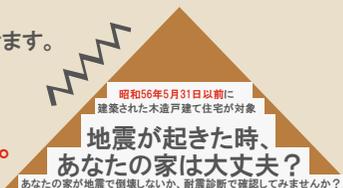
- ①申込書を提出します。
- ②審査の結果、対象住宅の所有者等に「派遣決定通知書」が送付されます。
- ③日時打合せの上、耐震診断員が現地調査に伺います。  
※調査時には、必ず立ち会うようお願いします。  
※天井裏や床下を調査する場合がありますので、天井裏や床下に入れる場所の周辺を片づけておいてください。
- ④診断後、耐震診断員は報告書を作成し、市のチェックを受けます。
- ⑤耐震診断員が診断結果を説明に伺います。

その他ご不明な点は、下記にお問合せください。

**お問合せ先** 八戸市 都市整備部 建築指導課  
(建築指導グループ)

☎ **0178-43-9137**

✉ [kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp)



**木造住宅の耐震診断を支援します。**

